

仕組預金の説明態勢等に係る監督指針の改正（概要）

概要

- ❑ 金融機関が提供するいわゆる仕組預金(※)については、銀行法で「特定預金等」と位置付けられ、提供する金融機関に対し、契約締結前の情報提供義務などの規制が課されている。

(※)金融商品取引法 2 条20項に規定するデリバティブ取引を組み込んだ預金等

- ❑ 足許では、ネット銀行を中心に、「金融機関が満期を延長する権利を持つ」仕組預金(※)が提供されているところ、商品概要資料等で、**一般の定期預金とのリスクの違いなどが、必ずしも具体的に記載・説明されていない場合が存在。**

(※)典型的には、当初満期を 1 年間とし、以後 1 年ごとに、金融機関が、最大10年等の最大満期の範囲で、預入期間を延長することが出来る固定金利の定期預金又はこれと実質的に同等の預金商品。一般的には、預金者は、**他の一般の定期預金より有利な固定金利を受け取る一方で、市場金利が上昇した場合に上昇後のより高い金利で運用する機会を失う可能性**があるほか、**期中に解約を申し出た場合には、解約手数料が発生し元本割れとなる可能性が高い**等とされている。

対応

- ❑ 金融庁において、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、上記のような仕組預金を提供する金融機関に対して、顧客の目にふれやすい商品概要資料で、以下の事項などの記載・説明を行うよう、求める。

- ・ デリバティブが組み込まれたもので、**通常の定期預金とは異なるリスクを有すること、具体的な違い**
- ・ **適していない顧客属性、適している顧客属性**
- ・ **解約手数料の水準及びその決定要因**
- ・ **金利の内訳・構成**

(※)全国銀行協会においても、「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」の改正等の所要の改正等を検討予定。